

## 指名停止措置について

令和5年3月7日（火）に発生いたしました、桐生市広沢町四丁目地内（広沢配水場内）配水管改良工事における死亡事故について、桐生市請負業者等指名停止審査委員会に諮り、次の通り指名停止措置を行いました。

- 内 容
- 1 指名停止業者  
株式会社キンケン  
（種別：工事及び物品役務）
  - 2 指名停止期間  
令和5年3月16日 ～ 令和5年6月15日 （3か月間）



【問い合わせ】  
総務部契約検査課工事検査担当  
担当 石原  
TEL 0277-46-1111（内線552）